



社長さん!! 訪問記 #017

有限会社アキダイ 秋葉 弘道さん
八百屋は天職！ 好きだからこそ、
いくつもの苦労を乗り越えて

有限会社アキダイ 代表取締役 秋葉 弘道さん

昭和43年生まれ。埼玉県三芳町出身。高校時代のアルバイトで、八百屋の楽しさに開眼。一般企業に就職したが、八百屋をやりたくて、平成4年、23歳の時に閑町で独立開業。テレビ取材は2,000回以上。

高校時代の八百屋のアルバイトが起業の原点

「美味しい桃が入ったよ！」と、お客様とのやり取りや大人と対等に話ができることが本当に楽しかった八百屋でのアルバイト。負けず嫌いなので売れ残りを出したくないと、桃を1人で1日130ケース売り切って、「天才桃売り少年」と呼ばれました(笑)。高校卒業後は上場企業の工場に就職し、上司にかわいがってもらったのですが、大企業では自分らしさが出せない。人間相手の仕事をしたいと思い、アルバイト先だった八百屋に転職。当時は職場の上下関係などが厳しくて理不尽な思いもしましたが、すぐに辞めたら何でも諦める人生を送ってしまうと、3年半頑張って起業することを決意しました。

がむしゃらに頑張った最初の1年

23歳の若造に物件を貸してくれる大家さんは少なく、やっと見つけたのが閑町のバス通りの店舗。練馬区との縁はここから始まりました。人通りが少なく立地が悪かったので、案の定、開業してもお客様が来ない。せっかく好きな仕事で独立したのに…と後悔しました。でも1年間はがむしゃらに頑張っ

てみよう、バスの乗客に見えるように、商品の値段を書いたボードを掲げて、呼び込みの声を張り上げていました。次第に、「あの八百屋は元気がいい！」と地元で評判になりました。気分良く買ってもらう接客を続けたら、徐々にリピーターが増えていき、1年後には店をたたむことなんて、すっかり忘れていました。

店舗を増やしても財務はどんぶり勘定だったり、社員の気持ちがわからなかったり、苦労は絶えませんでした。その都度、自分の思いを社員に伝え、課題に真面目に向き合い乗り越えてきました。お客様から「美味しかったよ」と言ってもらえることが、何よりうれしい！だから八百屋は天職です。これからも地域のお客さんに喜ばれる店であり続けたい。

ノドを漬すほど店頭で声を出し続け、繁盛店を生んだ秋葉さん。ハスキーな声は努力の証しです。

有限会社アキダイ

<http://www.akidai.jp>

練馬区閑町北1-15-11

☎ 03-5991-3267

青果を中心としたスーパーを閑町や中村橋などに全5店舗、

手作りパン店と居酒屋を各1店舗運営。従業員数は120名。鮮度にこだわり、旬のおいしさの提供に努めている。



スーパー5店舗分の大量仕入れで、鮮度のいい果物や野菜が毎日店頭に並ぶ。

練馬区健康推進課からのお知らせです

改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例の施行により、多くの方が利用する施設については、令和2年4月1日から原則屋内禁煙となります。

- 1 学校・病院・児童福祉施設、行政機関等の第一種施設においては、屋内で喫煙することはできません。
- 2 飲食店を含むその他の施設(第二種施設)においては、屋内で喫煙する場合、喫煙専用室(飲食禁止)の部屋を原則として設置する必要があります。なお飲食店においては、従業員の有無等により対応が異なる場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。
- 3 飲食店については、屋内禁煙か喫煙可能かについての掲示を店頭に表示しなければなりません。またそれ以外の第二種施設については、喫煙専用室を設ける場合は、喫煙専用室の出入口および施設の出入口に標識(シール)の表示義務が発生します。

《喫煙室の設置に対する補助金および助成金のご案内》

飲食店・宿泊施設の事業主の方	それ以外の事業主の方
東京都補助金 補助率 4/5 (一部飲食店 9/10) 上限額 400 万円 《問合せ先》 風営法規制対象の中小飲食店を経営の方 東京都保健政策部健康推進課 ☎ 03-5320-4361 それ以外の中小飲食店・宿泊施設の方 東京都観光部受入環境課 ☎ 03-5320-4627	厚生労働省・都道府県労働局受動喫煙防止対策助成金 助成率 1/2 上限額 100 万円 《問合せ先》 東京労働局 労働基準部健康課 ☎ 03-3512-1616 ※国の助成金を受けた事業主へは、練馬区の補助金も適用されます。 補助率 1/4 上限額 50 万円 別途申込が必要です。

■問合せ：練馬区健康推進課受動喫煙対策担当係

☎ 03-5984-1608 メール kenkousuisin11@city.nerima.tokyo.jp